

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な 特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の見直しについて

1 概要

(1) 条例の制定について

- 本条例は、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：平成 18 年法律第 91 号）により、条例で定めることとされた、公園の園路や広場など特定公園施設の設置に関する基準を定めたものであり、平成 25 年に制定した。
- 本条例で定めている基準は、バリアフリー法に基づく省令や神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の基準を、参酌したものとなっている。（資料 1 - 2）

※条例の対象となる特定公園施設

- (1) 園路及び広場、(2) 屋根付広場、(3) 休憩所及び管理事務所、
- (4) 野外劇場及び野外音楽堂 (5) 駐車場、(6) 便所、(7) 水飲場及び手洗場、
- (8) 掲示板及び標識

(2) 見直しについて

- 本県では、「神奈川県条例の見直しに関する要綱（以下「要綱」という。）」により、常に時代に合致したものとしていくため、5 年ごとに条例の見直し作業を行っており、平成 31 年に神奈川県公園等審査会に諮った上で、見直し作業を行い、「条例の改正等の必要はない」と結論づけた。
- 前回の見直しから 5 年が経過したため、2 回目の見直し作業を行うものである。

2 県における見直しの概要

- 要綱により、「必要性」、「有効性」、「効率性」、「基本方針適合性」、「適法性」の 5 つの視点で見直しを行う。
- 見直しの視点の具体例については裏面のとおり。
- 県における見直し結果（案）としては、「条例見直し調書」（資料 1 - 3）のとおり、「現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない」と考える。

3 今後の予定

- 令和 6 年 2 月～ 県議会第 1 回定例会の建設・企業常任委員会で報告
見直しの結果を県ホームページに公表

○見直しの視点の具体例

「神奈川県条例の見直しに関する要綱運用の手引」より主なものを抜粋。

視 点	具 体 例
(1) 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・その条例が対応しようとする課題は、現在も存在するか。課題が質、量とも変わっていないか。 ・県が取り組む必要がある課題か。 ・仮にその条例が廃止されたと仮定した場合、どのような不都合が生じるか。
(2) 有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・条例が目指すべき効果が上がっているか。県民は効果に不満を感じていないか。 ・責務規定などの訓示的な規定は、県民に理解され、順守されているか。
(3) 効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・規制や助成の程度は必要最低限なものといえるか。 ・無駄な規制や助成を行っていないか。
(4) 基本方針適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわグランドデザイン」、「新たな行政改革の指針」などにおいて示された県政の方向性に適合しているか。
(5) 適法性	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体が制定する類似の条例について、違憲あるいは違法とする判決が出されていないか。 ・特に権利を制限し、又は義務を課す条例について、規定の内容が十分に明確であるといえるか。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めた条例」の定めている基準の内容

特定公園施設	対象		条例の定める基準の内容	
(1) 園路及び広場 (第3条)	出入口	幅	120cm 以上、やむを得ない場合 90cm 以上。	
		路面	平たんで滑りにくい仕上げ。	
		段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない、やむを得ない場合はこの限りでない。段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。	
		車止めの間隔	車止め相互間の間隔のうち 1 以上は、90cm 以上。	
		水平面	出入口からの水平距離が 150cm 以上の水平面を確保、やむを得ない場合は、この限りでない。	
	通路・ 園路	幅	180cm 以上。ただし、やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を 120cm 以上とすることができる。	
		縦断勾配	4% 以下。やむを得ない場合は 8% 以下。	
		横断勾配	1% 以下。やむを得ない場合は 2% 以下。	
		水平部分の確保	縦断勾配が 3% 以上かつ長さが 30m 以上の区間がある場合は、その途中に長さが 150cm 以上の水平な部分を設ける。ただし、やむを得ない場合は、車椅子使用者が一時的に停留することができる場所をもってこれに代えることができる。	
		段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、やむを得ない場合は、傾斜路を併設する。	
		路面の仕上げ	平たんで滑りにくい仕上げ。	
		両側の構造	両側は、転落を防ぐ構造。	
		手すりの設置	必要に応じて手すりを設置。	
		縁石の切り下げ	他の通路に接続する部分の幅は 180cm 以上かつその部分の段差は 2cm 以下。すりつけ勾配は 8% 以下。	
		排水溝	つえ等が落ち込まない構造の溝蓋設置。	
	階段	幅	120cm 以上。やむを得ない場合は、この限りでない。	
		手すりの設置	構造	手すりが両側に設けられていること。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
			点字	手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付ける。
		段の構造	回り段	回り段がないこと。ただしやむを得ない場合は、この限りでない。
			構造	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない。
	両側の構造		両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	

特定公園施設	対象		条例の定める基準の内容	
		路面	平たんで滑りにくい仕上げ。	
		傾斜路の設置	傾斜路を併設しなければならない。ただし、特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。	
	傾斜路	幅	120cm 以上。ただし、階段又は段に併設する場合は、90cm 以上。	
		縦断勾配	8 % 以下。	
		横断勾配	設けない。	
		路面	平たんで滑りにくい仕上げ。	
		踊り場の設置	高低差が 75cm を超える傾斜路にあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設置。	
		手すりの設置	両側に設ける。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。	
		両側の構造	立ち上がり部を設置。ただし、側面が壁面である場合はこの限りでない。	
		視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	下記の箇所に設置。 ただし、出入口と駐車場の間はこの限りでない。 ・都市公園の敷地に接する道路と出入口との間の経路 ・通路の要所その他の特に視覚障害者の注意を喚起することが必要と認められる場所 ・階段の上端及び下端に近接する通路又は広場並びに踊場の部分 ・傾斜路の上端及び下端に近接する通路又は広場の部分	
		その他	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他的高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設置。	
	(2) 屋根付広場 (第 4 条)	出入口	幅	120cm 以上。ただし、やむを得ない場合は、80cm 以上。
			段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない、やむを得ない場合はこの限りでない。 段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
広さ			車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保。	
(3) 休憩所及び 管理事務所 (第 5 条)	出入口	幅	120cm 以上。ただし、やむを得ない場合は、80cm 以上。	
		段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない、やむを得ない場合はこの限りでない。 段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	
		戸	幅	80cm 以上。
	構造		高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造。	
	カウンター		設ける場合、1 以上は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造。ただし、常勤する者が容易にカウンターの前に出てきて対応できる構造である場合はこの限りでない。	

特定公園施設	対象	条例の定める基準の内容	
	広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保。	
	便所の設置	便所を設ける場合は、下記便所の基準に適合すること。	
	その他	ベンチ、野外卓その他の施設を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造。	
(4) 野外劇場及び 野外音楽堂 (第6条)	出入口	屋根付き広場の出入口の基準に準拠。	
	通路	対象	出入口と車椅子使用者用観覧スペース及び便所との間の経路。
		幅	120cm以上。ただし、やむを得ない場合は、路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80cm以上。
		段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない、やむを得ない場合はこの限りでない。段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。
		縦断勾配	4%以下。やむを得ない場合は8%以下。
		横断勾配	1%以下。やむを得ない場合は2%以下。
		路面	平たんで滑りにくい仕上げ。
		その他	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設置。
	車椅子 使用者用 観覧 スペース	設置数	収容定員の数が200以下の場合には当該収容定員の数に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員の数が200を超える場合は当該収容定員の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上。
		幅	90cm以上かつ、奥行きは120cm以上。
		段	車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
		その他	車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設置。
		便所	下記便所の基準に適合すること。
	(5) 駐車場 (第7条)	車椅子 使用者用 駐車施設	設置数
幅			350cm以上。
設置場所			園路又は広場に近接する水平な場所に設置。
表示			車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をする。
(6) 便所 (第8～10条)	便所 全般	床の表面	滑りにくい仕上げ。
		男子用 小便器	設置する場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下）その他これらに類する小便器を1以上設置。

特定公園施設	対象		条例の定める基準の内容	
		手すりの設置	男子用小便器には手すりを設置。	
	多機能便所又は便房	構造	便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内の便房又は、便所自体が高齢者等の円滑な利用に適した構造。	
		設置数	1以上。	
		便所	出入口の幅	80cm以上。
			出入口の段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない。
			出入口の標識	当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置。
			戸の幅	80cm以上。
			戸の構造	高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造。
			広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保。
		便房	出入口の幅	80cm以上。
			出入口の段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない。
			出入口の標識	当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置。
			手すり等の設置	腰掛便座及び手すりを設置。
			水洗器具	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置。
			戸の幅	80cm以上。
			戸の構造	高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造。
広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保。			
(7) 水飲場及び手洗場 (第11条)	構造	1以上は高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造。		
(8) 掲示板及び標識 (第12、13条)	構造	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造。		
	表示	表示された内容が容易に識別できるもの。		
	標識（案内板）の構造・表示	背景と文字、記号その他の表示要素との色の明度、色相又は彩度の差が確保されたもの。		
	標識（案内板）の配置	特定公園施設の配置又は経路を表示したものは、点字その他の設備を設置。		
	設置場所	特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は園路及び広場の出入口の付近に設置。		

条例見直し調書

条例名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	
概要	本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項※で規定する「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準」を定めている。	
見直しの視点	必要性	<p>県立都市公園では、少子高齢化の進展や「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定等の社会状況の変化を踏まえ、ユニバーサルデザイン化の推進などに取り組んでいる。</p> <p>本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な基準を定めており、引き続き、必要な条例である。</p>
	有効性	本条例の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性並びに安全性の向上を図るための取組が着実に進捗しており、有効に機能している。
	効率性	本条例で規定する特定公園施設の基準は、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令等」を参酌して定めており、必要最低限なものといえる。
	基本方針適合性	本条例は、「かながわグランドデザイン」の主要施策の政策分野「健康・福祉」の主要施策である「県立都市公園のユニバーサルデザイン化の推進」に適合している。
	適法性	本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、移動等円滑化のために必要な設置基準が規定されていることから、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。
	見直し結果 (案)	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

※ 法第13条第1項

公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあつては、主務省令）で定める基準に適合させなければならない。